

第1章 計画の目的

1-1 緑の基本計画の目的

近年の地球規模での環境問題に対する関心の高まりや自然とのふれあいに対する国民ニーズに応え、都市における良好な生活環境を形成するためには、中長期的な一定の目標のもとに、系統的な緑地の配置計画にしたがって緑地の保全・創出を図ることが必要です。また、緑地の保全と創出を図るうえでは、官民が一体となって体系的・総合的に施策を展開することが重要であり、社会的なルールとして受容される計画の必要性が高まっています。

本計画では、上記の背景を踏まえ、緑豊かで美しく、快適な都市環境の形成を図るため、掛川市全域（26,563ha）を計画対象区域として、官民が一体となり、掛川市の緑のオープンスペースを計画的かつ効果的に整備しながら保全し、そして緑化に取り組むあり方をとりまとめることを目的とします。

1-2 計画の特徴

- ・都市における緑のマスタープランとして、都市緑地法に基づく計画制度です。
- ・公園・緑地の整備のみでなく、道路、河川、学校などの公共施設の緑化、民有地における緑地の保全及び緑化の推進、更には緑化意識の普及まで含めた、緑全般に関する総合的な計画です。
- ・本市の緑に関する資源を踏まえ、特徴ある計画を策定するものです。
- ・都市の緑の保全・創出には、市民、事業者、行政が関係しており、計画を実効あるものにするため、相互の積極的な協力・連携が必要です。このため、緑の基本計画を公表し、積極的な周知を図るものです。

1-3 目標とする年次

本計画は、長期的な視点での緑地計画であることから、20年後の平成47年を目標とします。また、計画の期間が長期にわたるため、平成37年を中間の目標年次として設定します。

中間目標年次	平成37年（2025年）
目標年次	平成47年（2035年）